

平成29年5月14日

指導者心得

山梨県小学生バレーボール連盟

◇ 体罰・暴力、パワハラ、セクハラ等を一切否定し、子どもの人格と人権を尊重した指導に心がける。

1 子どもの指導について

- ・ あいさつや返事が自分からできる子にしましょう。(特にキャプテン)
- ・ 自分でできることはさせましょう。
- ・ 履き物をそろえられる子にしましょう。
- ・ 指導者も進んであいさつをしましょう。

2 指導法について (魅力的なチームにするために)

- ・ 指導法を工夫しましょう。
- ・ 指導者を複数にして、指導体制を整えましょう。(若手を入れましょう)

3 審判について

- ・ 子ども達が楽しいゲームができるよう研修に務めましょう。(練習試合などで積極的に吹く)
- ・ 公式戦で審判をするときは、審判のワッペンをつけましょう。

4 服装について

- ・ 公式戦のベンチスタッフの服装は統一のとれたものに。

5 登録について (移籍) <山梨ルール>

○基本的な考え

- ① 子どもが、バレーをする機会を確保する。
- ② 移籍に関して、誠意ある対応を子ども、保護者、指導者がとれるようにする。

○退団の場合

- ① 退部、退団する時、部員(子ども)は保護者の了解の下、所定の様式で監督に申し出る。
- ② 監督は、これを認め署名捺印し登録を抹消する。

○移籍の場合

- ① 他チームへの移籍を希望する場合、保護者の了解の下、所定の様式により文書で退部、退団するチームの監督にその旨を申し出る。
- ② 在籍していたチームの監督が了承の場合は、出された移籍届に署名、捺印をする。これを理事長に郵送する。これで移籍は成立する。移籍後の大会への出場は可能である。ただし、大会期間中の移籍は認めない。
- ③ 移籍元のチームの監督が了承しない場合は、監督の署名、捺印がない移籍届を理事長に郵送する。日小連の登録規程により、移籍届提出日より2ヶ月経過後、自動的に移籍を認める。移籍後の大会への出場は可能である。
- ④ 移籍については、双方の監督が連絡を取り合うこととする。
- ⑤ 移籍とは、退団し1年以内に別のチームに入団することをいう。(山梨ルール)
- ⑥ 移籍はあくまでも子どもの意思によるものとし、監督等の引き抜き(チーム関係者が誘った、声をかけたなど)という場合は移籍を認めないものとする。また、その場合ペナルティーを与えることとする。
- ⑦ 移籍届があった場合、常任理事会等で公表し確認する。

6 その他

- スポンサーに協力しましょう。(弁当の手配など)
- 登録について(移籍)は、平成29年5月14日より有効とする。